

市長の役割と責務

第9条 市長は、この条例の理念の実現のために、行政の最高責任者として、公平、公正かつ誠実にその職務を遂行します。

2 市長は、前項に定める役割と責務を遂行するため、市民にわかりやすく利用しやすい合理的な市の組織編成に努めます。

ともに、次に掲げる責務を有します。

- (1) 最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。
- (2) 市民から寄せられた意見、要望、苦情等に対して、誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その事案を検証し、再発防止等に努めるほか、必要に応じてその対応状況について公表すること。
- (3) 計画的で、効果的かつ総合的な行政運営に努めること。

市職員の役割と責務

第11条 市職員は、市民全体の奉仕者として、市民との信頼関係を築くとともに、法令等を遵守し、公平、公正、迅速かつ誠実に職務を遂行します。

2 前項の目的を達成するため、職務に必要な能力の開発と自己研鑽に努めます。

説明責任

第10条 行政は、市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に必要な施策を講ずると

市民参画の機会

第18条 行政は、市民が市政に参画し意見を表明する権利を保障するため、市民参画の機会拡充を図ります。

2 前項において、各種審議機関等を設置する場合は、その人員の男女構成に配慮するなど、男女共同参画社会の実現を目指します。

議会の責務

第19条 議会は、条例の制定や改廃、予算及び決算の議決並びに政策提言等を行う際に、この条例の理念を尊重し、行政の活動を審議します。

2 議会は、活発で自由な討議を行うことで、十分な議論を尽くし、広く市民の意見を聞き、政策決定に適切に反映させます。

開かれた議会

第20条 議会は、市政に関する議論の内容を積極的に市民に提供し、市民にわかりやすく開かれた議会運営を行います。

議員の責務

第21条 議員は、選挙により選ばれた住民の代表として、自らの役割を認識し、市民意思の確な把握や自己の研鑽に努め、公益のために行動する責務を有します。

2 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言と行動に責任を持ちます。

議会に関する基本的事項

第22条 前3条の規定のほか、議会における活動原則、市

「市民」「行政」「議会」、ともに手を携えて。

第12条 行政は、政策の立案実施及び評価の各過程において、その経過、内容、効果及び手続きを積極的に市民に明らかにし、その説明にあたっては、わかりやすい用語及び表現を用い、丁寧に説明する責任があります。

安全の確保

第13条 行政は、危機管理体制の整備を図り、暮らしの安全を最優先させます。

総合計画の位置づけ

第14条 行政は、すべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針である総合計画の策定にあたり、この条例の理念を尊重し、その作成過程において、市民が参画できる機会を充実させます。

2 行政は、総合計画の実施にあたり、進捗状況の適切な管理を行うとともに、その執行状況及び結果を市民に定期的に分かりやすく公表します。

財政運営

第15条 行政は、総合計画を踏まえ、中長期を見通した予算編成に努め、健全な財政運営を行います。

2 予算、決算及び財政状況について分かりやすく公表します。

市政情報の公開

第16条 行政は、市政運営に関する市民の知る権利を保障し、別に条例で定めるもののほか、公平かつ適正な方法で市政情報を公開します。

個人情報の保護

第17条 行政は、個人情報の重要性を認識し、その収集、利用又は提供について法令及び条例に基づき適正に取り扱

本条例の検討

第23条 行政は、この条例の目的を果たすため、他の地方公共団体、国等と連携及び協力に努めるほか、自主的なまちづくりのために積極的に働きかけを行います。

第24条 行政は、この条例が杵築市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するための委員会等を設置することができます。

2 市民は、前項に掲げる委員会等の設置を求めることができます。

(逐条解説) 条例は社会情勢の変化に応じて改正したり、廃止される性質を持っています。自治基本条例は様々な検討機関を経て制定されてきたため、今後の改廃については、その都度委員会を設置し、協議の上決定することがふさわしいと考えられます。

施行期

附則 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

●この条例に関するお問い合わせは、杵築市役所総務課行政・法規係まで。